	就職促進給付					
	就業促進手当			移転費	求職活動支援費	
名称	再就職手当	就職促進定着手当	常用就職支度手当		広域求職活動費	短期訓練受講費	求職活動関係役務利用費
支給要件	受給資格者が安定した職業に就いた場合であって、次の①～⑧のいずれにも該当するときに支給される ①安定した職業に就いた日の前日の基本手当の支給残日数が所定給付日数の1/3以上であること ②安定した職業に就いた日前3年以内の就職について再就職手当又は常用就職支度手当の支給を受けたことがないこと ③離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと ④待期期間が経過した後職業に就き、または事業を開始したこと ⑤離職理由に基づく給付制限を受けた場合には、待期期間満了後1ヶ月の期間内については、職安所または職業紹介事業者の紹介により職業に就いたこと ⑥1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就き、または、自立できると認められた事業を開始したこと ⑦再就職手当を支給することが受給資格者の職業の安定に資すると認められるものであること ⑧求職の申込みをした日前に雇い入れをすることを約した事業主に雇用されたものでないこと	次の①～③のいずれにも該当するときに支給される ①再就職手当の支給を受けていること ②同一の事業主の適用事業にその職業に就いた日から引き続いて6ヶ月以上雇用される者であること ③みなし賃金日額が算定基礎賃金日額を下回ること みなし賃金日額とは 同一事業主の適用事業にその職業に就いた日から6ヶ月間に支払われた賃金を法17条に規定する賃金とみなして算定されることとなる賃金日額に相当する額をいう 算定基礎賃金日額とは 再就職手当に係る基本手当日額の算定の基礎となった賃金日額をいう	安定した職業に就いた受給資格者等（受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者、日雇受給資格者）であって、身体障害者その他の就職困難者として省令で定めるものが、次の①～⑥のいずれにも該当するときに支給される ①安定した職業に就いた日前3年以内の就職について再就職手当又は常用就職支度手当の支給を受けたことがないこと ②離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと ③待期期間が経過した後職業に就いたこと ④給付制限期間（離職理由に基づく給付制限期間は、職安所長の指示した職業訓練等を受ける期間及び受け終わった日後の期間を除く）が経過した後職業に就いたこと ⑤職安所または職業紹介事業者の紹介により、1年以上引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就いたこと ⑥常用就職支度手当を支給することが受給資格者の職業の安定に資すると認められるものであること	受給資格者等（受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者、日雇受給資格者）が、公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する場合であって、次の①・②のいずれにも該当するときに支給される ①待期期間又は給付制限期間経過後に就職し、または職業訓練等を受けることとなった場合であって、管轄職安所長が住所又は居所の変更を必要と認めたとき ②就職準備金その他移転に要する費用が、就職先の事業主等から支給されないとき、またはその支給額が移転費の額に満たないとき（差額支給）	受給資格者等が公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動（広域求職活動）をする場合であって、次の①・②のいずれにも該当するときに支給される ①待期期間および給付制限期間経過後に広域求職活動を開始したとき ②求職活動費が訪問事業所の事業主から支給されないとき、又はその支給額が広域求職活動費の額に満たないとき（差額支給）	受給資格者等が公共職業安定所の職業指導により再就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を受け、修了した場合、教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る）について教育訓練給付金の支給を受けていないときに、厚生労働大臣の定める基準に従って支給される	受給資格者等が求人者との面接等をし、又は教育訓練給付金の支給に係る教育訓練若しくは短期訓練受講費の支給に係る教育訓練、公共職業訓練等若しくは求職活動関係役務利用費対象訓練を受講するため、その子に関して、次の①～③に掲げる保育等サービスを利用する場合に支給される ①保育所、認定こども園、家庭的保育事業等における保育 ②子ども・子育て支援法に規定す一部の事業における役務 ③その他①・②に掲げる役務に準ずるものとして職業安定局長が定めるもの
備考		・再就職先に6ヶ月以上雇用され、再就職先での6ヶ月間の賃金が、離職前の賃金よりも低い場合に、基本手当の支給残日数の20%を上限として、低下した賃金の6ヶ月分が就業促進定着手当として支給される	・受給資格者は、安定した職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が所定給付日数の1/3未満である者に限る ・高年齢受給資格者は、高年齢求職者給付金の支給を受けた者であって、高年齢受給資格に係る離職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む ・特例受給資格者は、特例一時金を受けた者であって、その特例受給資格に係わる離職の日の翌日から起算して6ヶ月を経過していないものを含む	・雇用期間が1年未満であることその他特別な事情がある場合は、支給されない	求職活動支援費は、受給資格者等が、求職活動に伴い次の①～③のいずれかに該当する行為をする場合において、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従って必要があると認めたときに支給される。 ①公共職業安定所の紹介による広範囲の地域にわたる求職活動 （広域求職活動費） ②公共職業安定所の職業指導に従って行う職業に関する教育訓練の受講その他の活動 （短期訓練受講費） ③求職活動を容易にするための役務の利用 （求職活動関係役務利用費）		
支給額	1.支給残日数が所定給付日数の2/3以上 基本手当日額×支給残日数×7/10 2.支給残日数が所定給付日数の2/3未満 基本手当日額×支給残日数×6/10 （再就職手当が支給されたときは、再就職手当の額を基本手当日額で除して得た日数分の基本手当が支給されたものとみなす）	（算定基礎賃金日額 － みなし賃金日額）×6ヶ月間の賃金支払基礎日数 ※上限額 基本手当日額×支給残日数×2/10	1.原則（2.3.以外） 基本手当日額×90×4/10 2.支給残日数45日以上90日未満 基本手当日額×支給残日数×4/10 3.支給残日数45日未満 基本手当日額×45×4/10 （2.3.であっても、所定給付日数が270日以上の受給資格者は、原則の計算方法となる）	6種類 （①鉄道賃 ②船賃 ③車賃 ④航空賃 ⑤移転料 ⑥着後手当 ） （移転費は、旧居住地から新居住地までの順路によって支給される） （親族を随伴するときは、生計維持されているものであることを証明する書類を添付）	5種類 （①鉄道賃 ②船賃 ③車賃 ④航空賃 ⑤宿泊料 ） （広域求職活動費（宿泊料除く）は、管轄職安所の所在地から訪問事業所の所在地を管轄する職安所までの順路によって計算する）	教育訓練の受講のために支払った費用の額に100分の20を乗じて得た額 ※上限額：10万円	保育等サービスの利用のために負担した費用の額に100分の80を乗じて得た額 ※上限額：1日あたり8,000円 求人者との面接日：15日まで 対象訓練受講日：60日まで
支給申請手続	・安定した職業に就いた日の翌日から起算して1ヶ月以内に、再就職手当支給申請書に受給資格証等を添えて管轄職安所長に提出しなければならない	・同一事業主の適用事業に雇用され、その職業に就いた日から起算して6ヶ月目に当たる日の翌日から起算して2ヶ月以内に、就業促進定着手当支給申請書に受給資格者証等を添えて管轄安定所長に提出しなければならない	・安定した職業に就いた日の翌日から起算して1ヶ月以内に、常用就職支度手当支給申請書に受給資格証等を添えて管轄職安所長に提出しなければならない	・移転の日の翌日から起算して1ヶ月以内に、移転費支給申請書に受給資格者証等を添えて管轄職安所長に提出しなければならない （×指示があった日）	・広域求職活動を終了した日の翌日から起算して10日以内に、求職活動支援費支給申請書に受給資格者証等を添えて管轄職安所長に提出しなければならない （×指示があった日）	・教育訓練を修了した日の翌日から起算して1ヶ月以内に、求職活動支援費支給申請書に受給資格者証等を添えて管轄職安所長に提出しなければならない	・求職活動関係役務利用費の支給を受けようとするときは、求職活動支援費支給申請書に受給資格者証等を添えて管轄職安所長に提出しなければならない
備考			・職業に就かなかった時、訓練等を受けなかった時、移転しなかった時は、その事実が確定した日の翌日から起算して、10日以内に移転費を支給した職安所長にその旨を届出、返還しなければならない			・管轄職安所長は、短期訓練受講費の支給を決定したときは、その日の翌日から起算して7日以内に短期訓練受講費を支給するものとする	・支給申請書の提出は、失業の認定を受ける日にしなければならない（高年齢・特例・日雇受給資格者は、保育等サービスを利用をした日の翌日から起算して4ヶ月以内）

SAMPLE